

理 由

打上高塚町地区は、第二京阪道路と J R 学研都市線「東寝屋川駅」にアクセスする都市計画道路東寝屋川駅前線を含む区域であり、組合施行の土地区画整理事業により、当該路線の整備と沿道地域の健全な市街地の形成を図るものである。

今回、本事業の都市計画上の整合を図り、適正な事業の執行を確保するため、本案のとおり、土地区画整理事業の決定をしようとするものである。

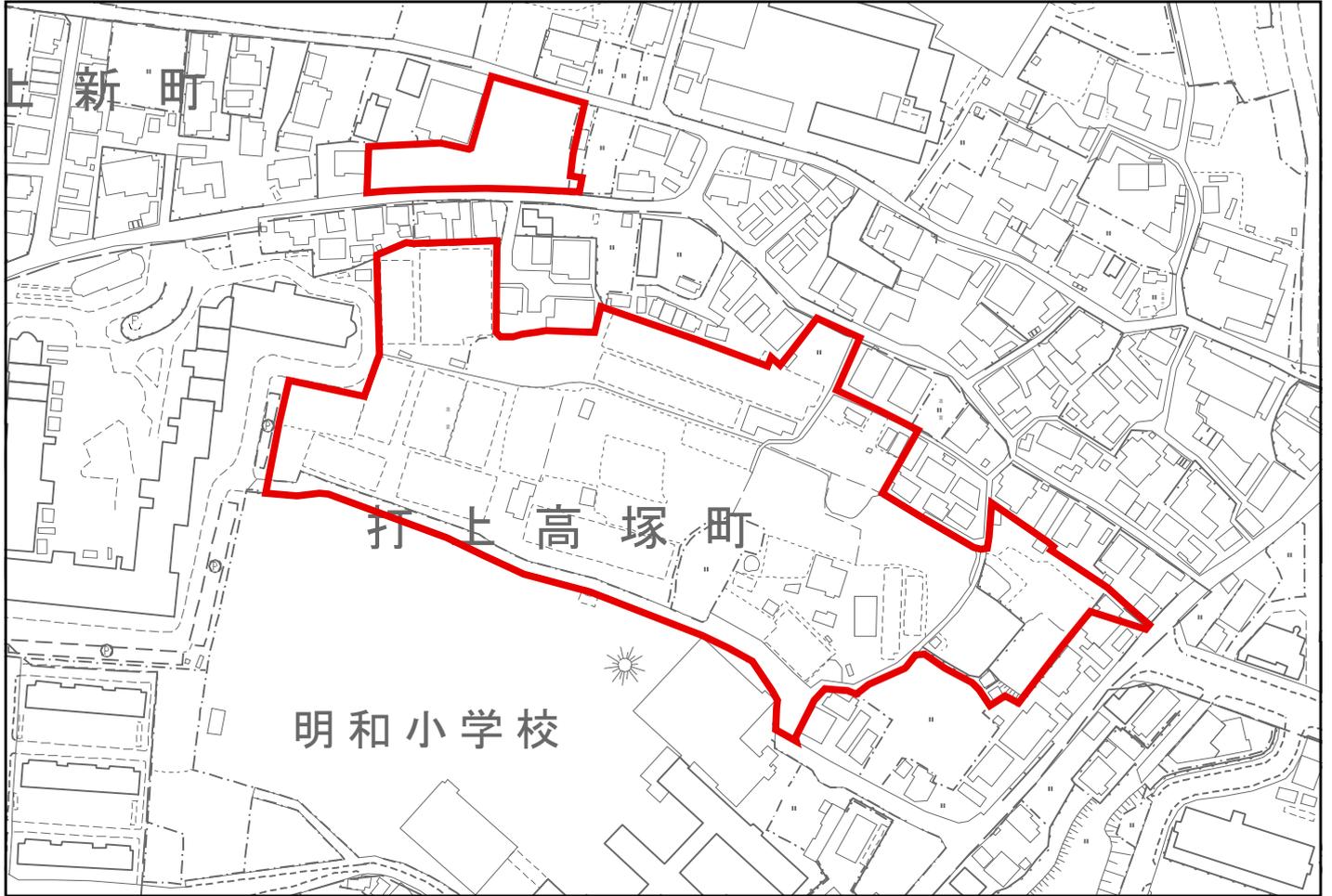
東部大阪都市計画土地区画整理事業の決定（寝屋川市決定）

東部大阪都市計画土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	東部大阪都市計画事業 打上高塚町土地区画整理事業			
位 置	寝屋川市打上高塚町 地内			
面 積	約 2.6ha			
公共施設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・4・215-33 号 東寝屋川駅前線	
	その他区画道路（幅員 6.7m）の整備を図る。			
	公園及び緑地	施行区域面積の 3%以上の公園及び緑地を確保するとともに、利便性と周辺環境に配慮し、適正に配置する。		
その他の 公共施設	下水道は本事業で整備し、流域下水道に接続する。雨水については、特定都市河川浸水被害対策法に基づく寝屋川市特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例に定める雨水貯留浸透施設を整備する。			
宅地の整備	本事業により整備される都市計画道路東寝屋川駅前線を生かした、沿道地域における土地の高度利用と健全な市街地を形成し、本市東部地域の玄関口としてふさわしい商業・業務系土地利用の誘導を図る。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

【計 画 図】



打上高塚町地区
○土地区画整理事業の決定

凡 例



土地区画整理事業区域